令和5年3月盛岡市議会定例会

持続可能な地域づくり特別委員会中間報告書

令和5年2月21日提出

本格的な人口減少社会の到来に備え、地方創生を実現するためには、誰一人取り残さない、多様性と包摂性のある持続可能な地域づくりが重要です。 平成 27 年 9 月の国連サミットでは、17 の大きな目標とそれらを達成するための 169 のターゲットで構成される「持続可能な開発目標」、通称 S D G s が採択されました。その本体は「私たちの世界を変革する:持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」であり、前文を皮切りに、いたるところでジェンダー平等実現への強い思いが書かれています。例えば、「ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである。」という一文があり、S D G s の達成にジェンダー平等が欠かせないことがうかがえます。 S D G s に性的マイノリティについては明記されていませんが、誰一人取り残さないという理念によって明確に包摂されています。

世界規模でジェンダー平等への取り組みが加速する中、性的マイノリティの権利保護は、単にマイノリティの問題ではなく、社会全体に関わるという 視点を持つことは、様々な個性や価値観を認め合う社会の実現に欠くことが できないものです。

当特別委員会では、「ジェンダー平等推進について」、「メンタルヘルスについて」の2点を調査項目と定め、調査研究を行ってきましたが、今回は、中間報告として「ジェンダー平等推進について」のうち、同性パートナーシップ制度に関する調査結果について、次のとおり報告いたします。

記

1 盛岡市のジェンダー平等推進の現状と取り組み

女性活躍推進法や働き方改革関連法、そしてSDGsの機運の高まりなどを背景に、これまで以上に「誰もが尊重され、多様な生き方が選択でき、あらゆる人が活躍できる」環境の促進を強力に図る必要があるとし、当市では、令和元年度に盛岡市男女共同参画推進条例を制定しました。条例では、性別等に関わらず誰もが尊重され活躍できるまち盛岡の実現を目指すことが定められ、この「性別等」という言葉の定義には性的指向や性自認を含んでおり、性の多様性を包摂した条例となっています。

令和2年度に策定された第3次盛岡市男女共同参画推進計画では、新たな視点の一つとして「性の多様性の理解と支援」が加えられ、性の多様性を理解するための周知啓発等に取り組んでいます。また、同計画では、同性パートナーシップ制度の導入についても明記されています。これを踏まえ、令和4年度盛岡市男女共同参画審議会において同制度の推進が決議され、当市においても、令和5年5月までにパートナーシップ制度を導入することを表明しました。

2 委員会の調査活動

(1) 勉強会

ア 「SDGs de 地方創生」について(説明者: CHEERFUL HUMAN、イン ナーブランディング協会)(令和3年11月19日実施)

CHEERFUL HUMAN の中川礼子代表、インナーブランディング協会の舘川浩代表から、「SDGsの基本理念と本質」についてや、ジェンダー平等はSDGsのゴールの一つであるだけでなく、SDGsの前文や本文内においてジェンダーに関する記載があり、SDGs全体に係る重要なテーマであるとのことについて、SDGsの普及促進手法の一つである「SDGs de 地方創生カードゲーム」について説明を受けました。

イ 盛岡市のSDGsの取り組みについて(説明者:市長公室企画調整課) (令和4年2月1日実施)

企画調整課から、市総合計画におけるSDGsの位置づけや、市のSDGsに関する取り組みについて説明を受けました。

ウ 盛岡市男女共同参画推進計画について(説明者:市民部市民協働推進 課)(令和4年2月1日実施)

市民協働推進課から、市のジェンダー平等に関する取り組みや盛岡市男女共同参画推進計画に基づく市の取り組みについて説明を受けました。

エ 「性的マイノリティのメンタルヘルス問題と自死予防」に関するESTOの取り組みの現状・課題等について(説明者:性と人権ネットワークESTO)(令和4年8月3日実施)

性と人権ネットワークESTOの真木柾鷹代表から、性的マイノリティの現状や性的マイノリティのメンタルヘルス対策や自殺対策、全国におけるパートナーシップ制度の導入状況などについて説明を受けました。

(2) 先進地視察(令和4年10月26日~10月28日実施)

ア 東京都足立区:パートナーシップ・ファミリーシップ制度について

足立区は、本会議において区議会議員が性的マイノリティに対して 差別的な発言を行ったことをきっかけに、パートナーシップ制度導入 に向けた取り組みが早急に進みました。制度を導入するに当たっては、 当事者などと意見交換会を行い、制度への要望を聞き取り、区議会議員 の発言から約半年後の令和3年4月からパートナーシップ・ファミリーシップ制度を開始しました。この制度は、当事者からの強い要望を受け、ファミリーシップ制度も導入していることが大きな特徴です。また、 性的マイノリティのための制度ということで、事実婚を制度の対象外としていることや、公正証書の提出を不要としていること、条例ではなく要綱で制度を運用していることも特徴です。令和3年5月には「東京都パートナーシップ制度導入自治体ネットワーク」を結成し、近隣自治体と連携してパートナーシップ制度の利便性向上にも取り組んでいます。

他にも、性的マイノリティについて周知啓発するために、区立小中学校の全教員など子どもに関わる職員に対して啓発冊子を配布しているほか、集合型研修や出前講座を積極的に行っています。

イ 静岡県浜松市:性の多様性に関する取り組みについて

浜松市は、性の多様性に関する取り組みとして、パートナーシップ宣誓制度と多様な性への理解を深め行動するための職員ハンドブックの作成に取り組んでいます。

令和2年4月に始まった浜松市パートナーシップ宣誓制度の特徴は、対象者を性的マイノリティに限定せず、現在の婚姻制度に対し、悩みや生きづらさを感じている事実婚の人も包摂していることです。また、様々な事情で同居できない人もいることから、少なくとも一方が市民であれば申請できる点も特徴です。制度を活用することで、パートナーとの市営住宅入居の申し込みや浜松市に移住する際に利用できる補助制度が利用可能となります。また、制度開始初日に特設ブースを設け、記念写真の撮影をできるようにしたとのことです。

多様な性への理解を深め行動するための職員ハンドブックは、ジェンダー平等やセクシュアリティについて職員自らが「自分事」として認識し、正しい知識を持って適切に行動することを目的に作られました。作成に当たっては、性的マイノリティは特別なものではなく、誰もが多様な性の一員であるという思いから、特別な人に特別な対応をするためのマニュアルとならないよう意識したとのことです。

3 同性パートナーシップ制度に関する提言

(1)制度の対象範囲の充実

パートナーシップ制度は性的マイノリティのために誕生した制度であることを念頭に置きつつ、できるだけ多くの人を包摂した制度となるよう、制度設計に当たっては対象を幅広くすることを求めるものです。

具体的に、まず一つが、パートナーシップ制度と併せて、ファミリーシップ制度を導入することです。パートナーシップ制度は、制度を利用した2人を婚姻に相当する関係性として証明するものですが、ファミリーシップ制度も導入することで、利用した2人とその子どもまでをファミリーであると証明できるようになります。既にパートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入している足立区では、制度開始から1年以上経ちますが、ファミリーシップ制度導入によるデメリットとなる事例はないとのことであり、当市においても、ファミリーシップ制度を導入することを求めます。

二つ目は、制度の対象を性的マイノリティに限定せず、事実婚の人も 対象とすることです。事実婚の人も、現在の婚姻制度に対し悩みや生き づらさを感じています。誰一人取り残さない、多様性と包摂性のある持 続可能な地域づくりのためにも、制度の対象に事実婚の人を含めること とし、同性に限らないパートナーシップ制度となることを求めます。

三つ目は、住所要件についてです。パートナーシップ制度は自治体ごとの制度であるため、対象は市民に限られることが想定されますが、様々な事情で一方だけが市民である場合も考えられます。また、現在の婚姻制度では同居は義務となっていないことからも、どちらか一方が市民であれば活用できる制度設計を求めます。

(2) サービスの充実と継続的な改善

既にパートナーシップ制度を導入している自治体では、制度利用者が対象の行政サービスとして、パートナーとの市営住宅の入居申し込みや移住する際に活用できる補助制度が利用可能となることなどがあります。当市においても、制度導入後は、制度利用者が様々な行政サービスを受けられるよう、関係部局と調整を続けることと、民間サービスの充実も図るため、民間企業が主体的に利用者向けのサービスを検討できるように、制度に関する情報提供を継続的に行っていくことを求めます。また、当事者などから継続的に話を聞き、必要に応じて制度を改正し、できる限りの内容を盛り込んでいくことも求めます。

パートナーシップ制度の利用申請をすることは、当事者によっては、 婚姻届を市役所に提出することと同義の場合もあり、記念すべきもので す。当市からの祝福の意も込めて、制度を利用した人が思い出に残すことができるよう、パートナーと一緒に記念写真を撮ることができるブースの設置を求めます。

なお、パートナーシップ制度は、同性婚が認められない日本において、 不公平な社会環境を少しでも改善するために地方自治体が率先して導入 した制度です。そのことを踏まえ、国による性的マイノリティへの支援 の議論が進むよう、市として働きかけを行うことを求めます。

(3) 他自治体との連携

パートナーシップ制度は、現在の婚姻制度を利用できない人の支援策であり、誰一人取り残さない、多様性と包摂性のある持続可能な地域づくりに資するものです。令和5年1月現在で254自治体が制度を導入済みであり、本県においても、令和4年12月に一関市が導入しています。本制度については、今後の他自治体との連携を意識し、より多くの自治体が選択している要綱での制度化を求めます。また、制度導入後は、一関市をはじめ、制度を導入した県内自治体や県外の近隣自治体などと協定を結び、制度の利便性の向上に努めることを求めます。

(4) 啓発活動の強化と相談体制の充実

誰一人取り残さない、多様性と包摂性のある地域づくりを進めていくためには、制度内容の充実だけでなく、性の多様性に関する啓発活動の充実も重要です。そのためにも、パートナーシップ制度導入の機を生かし、制度に直接関係する事業者や市職員、子どもに関わる教育関係者について、重点的に啓発活動を行うことを求めるとともに、自分自身や周囲の人が自分らしく生きることができるよう、性の多様性に関する学びの機会を児童生徒に対して確保することも求めます。

なお、これらの啓発活動に際しては、相談窓口の周知も十分に行うと ともに、様々な相談内容に対応できる体制を構築することを求めます。

4 結び

誰一人取り残さない、多様性と包摂性のある、持続可能な地域づくりは、 当市における最重要課題であり、その実現には性の多様性に関する理解が 非常に重要です。

パートナーシップ制度の導入には、反対意見を持つ市民が一定数いることが予想されますが、この制度の目的は、性的マイノリティなど現状に生きづらさを感じる人たちの幸せを守ることであり、現状に不都合を感じていない人にはデメリットはなく、制度の導入によって、幸せになる人が一人でも増えるのであれば、実施する意義があるものです。

性的マイノリティが差別される社会を次世代に残してはならないとの思いで施策の推進に取り組み、当委員会の提言を踏まえたパートナーシップ制度となることを強く求め、中間報告とします。